2023年4月より

第14次労働災害防止計画について

「労働災害防止計画」とは、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

2023年(令和5年)度から2027年(令和9年)度までの5年間は「第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)」の期間です。

14次防では、事業場が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標値となる「アウトプット指標」、その指標を達成した結果として期待される成果を「アウトカム指標」として定め、これらに取り組むことにより、全体として労働災害を減少させる狙いがあります。 労働災害防止活動について、国・事業者・労働者等が一体となって取り組み、労働災害を少しでも減らし、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指します。

ー関労働基準監督署では、以下の目標を掲げましたので、事業者の皆様におかれまして も、各重点事項(以下のアウトプット指標)への取り組みをお願いします。 アウトプット指標の評価方法としてチェック票を用意していますので、当署からチェックの協力依頼があった際にはご協力をお願いします。

アウトプット指標

「取組目標」

アウトカム指標 「結果目標」(アウトブット指標への取組み の成果として期待するもの)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする
- 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする
- ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる
- 転倒による死傷者数の増加に歯止めをかけるとともに、2022年と比較して2027年までに男女ともに5%以上減少させる。 (39人(男19・女20)以下)
- 転倒による平均休業見込日数を5%以上 減少させる(37日以下)
- 社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 減少させる(5人以下)

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする

• 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける

多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- **外国人労働者**に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を**50%以上**とする
- 外国人労働者の死傷者数を減少させる。 (全体平均以下)

業種別の労働災害防止対策の推進

- 「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に 基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場 (荷主を含む。)の 割合を**45%以上**とする
- **墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント**に取り組む建設 業の事業場の割合を**85%以上**とする
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の 事業場の割合を60%以上とする
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする
- **陸上貨物運送事業**の死傷者数を2022年と 比較して2027年までに**5%以上減少**させ る(17人以下)
- **建設業**における死亡者数を15%以上減少させる(0人)
- 製造業における機械による「はさまれ・ 巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較 して2027年までに5%以上減少させる (12人以下)
- 林業の死亡者数を2027年までに2022年 と比較して15%以上減少させる(0人)

労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上と する
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする
- 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の 割合を50%以上とする
- 必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を**80%以上** とする
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を**50%未満**とする

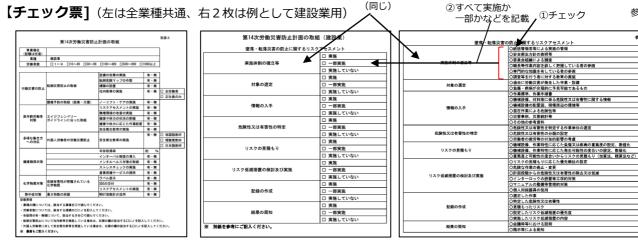
化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする
- 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を**増加**させる
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害

(有害物等との接触、爆発、火災による もの)の件数を第13次防の期間と比較し て、5年間で**5%以上減少**させる (5人 以下)

 増加が危惧される熱中症による死傷者数 の増加率を第13次防の期間と比較して減 少させる (0人)

🤔 厚生労働省 ซะเจมะตะ 岩手労働局・一関労働基準監督署



(備考:製造業用のみは参考ページはありません)

参考ページ

【アウトカム指標の目標】

「結果目標」(アウトプット指標への取組みの成果として期待するもの)

